

## ・再評価の実施

初回の見積り・評価で適切なリスク低減が必要とされたリスクには保護方策を策定します。そしてその保護方策の検証および妥当性の確認をした上、リスクの再評価として、再度見積りおよび評価を実施します。手法は手順3、4と同様です。その結果、リスクレベルがⅡとなり、これ以上、技術的方法でリスクレベルを下げられなければこのリスクレベルでも良しとします。但し、機械の製造者等が作成する使用上の情報（残留リスク情報）をユーザー側がきちんと守ることが条件です。条件付き適切なリスクでは、リスクが十分には低減されていないことを認識しておかなければなりません。

もちろん、リスクレベルがⅢ以上の場合には、再度、より適切な保護方策を検討するか、メーカーに依頼して抜本的に見直すことも必要になります。そのようにして、最終的にはすべてのリスクレベルがⅡ以下になるようにするのが原則です。

## ・制御システムの安全関連部での再評価の実施

一般機械部分の再評価は以上で終わりですが、制御システムの安全関連部については、さらに下記のようなステップを踏みます。これは、一般機械部分（安全柵、固定ガードのようなメカ的な保護方策）では対策の実現方法に依らず、一定の安全性能があると考えられる（鉄板、アクリル板等の代わりに紙でガードを作ることはない。）のに対し、制御システムの安全関連部（電気的な安全装置とその制御回路）では、その機能を電氣的に実現するための方法は様々で、方法によって信頼性が大きく異なることになるためです。

制御システムの安全関連部に関するリスクアセスメント（リスクの再評価）において、リスクの見積り結果を踏まえた保護方策とは、そのリスクレベルに応じた安全性能を持つ電気機器や回路を当該の安全装置に採用することであって、新たな方策を立てたり、方策を追加することではありません。

具体的な手法として図2の左側、リスクの見積り部分に示した2分法を使って、リスククラスを決めます（この2分法の図をリスクグラフと言います。）。そしてそのリスククラスに対応する安全性能カテゴリ\*で要求される安全性能の電気機器・回路をその「制御システムの安全関連部」に選択採用することとします。

この場合、そのリスクを低減するための純粋に機械的な防護物等は付いているが、「制御システムの安全関連部」は機能しないという前提で見積ります。